

個人情報保護委員会（第 358 回）議事概要

- 1 日 時：令和 8 年 6 月 3 日（水）13:00～
- 2 場 所：個人情報保護委員会 委員会室・オンライン
- 3 出席者：手塚委員長、清水委員、藤本委員、木田委員、藤村委員、
小笠原委員、穴戸委員、新保委員、藤井委員
佐脇事務局長、西中事務局次長、小川審議官、津村審議官、
戸梶総務課長、香月参事官、日置参事官、山口参事官、
片岡参事官、安藤参事官

4 議事の概要

（1）議題 1：令和 7 年度年次報告（案）について

事務局から、資料に基づき説明を行った。

清水委員から「4 月 1 日の委員会にて、令和 8 年度個人情報保護委員会活動方針について検討した際に、活動方針・年次報告・行政事業レビューの関係、すなわち委員会活動の P D C A をより明確にいただいた点を評価させていただいた。それに引き続き、この度、令和 7 年度年次報告において、目指していた目標に照らして実績がどうであったかという実績面に関し、それら三つの関係が、より明瞭にリンク付けられるように記述いただいた。

とりわけ、行政事業レビューに記載されている各指標のうち、当委員会の所掌事務の処理状況を直接示すのに適切なものについては、本文中あるいは付表のいずれかに全て盛り込んでいただいたことは、大変良かったと思う。

昨年の同時期に令和 6 年度の年次報告（案）に対して申し述べた改善の提案については、全て対応していただいたと認識している。今後も、ほかの行政機関等や民間企業の年次報告等のベストプラクティスを参考にしつつ、更に改善を図っていただきたいと思う。

行政事業レビューについて、令和 8 年度はどのような日程になっているか、どのような形で委員会に紹介いただけるかを教えてほしい」旨の発言があった。

これに対し、戸梶総務課長から「行政事業レビューについては、令和 7 年度の実績を踏まえて、令和 8 年度のレビューシート等を作成して準備を進めているところである。公表時期はまた別途お知らせするが、今週末に、事務局長を統括責任者としたレビューチームにおいて、有識者会合を予定している。ここでの審議・指摘を踏まえ、整理・修正を行い、オーソライズしたものを、7 月中旬の委員会で正式に御報告させていただくというスケジュールを考えている」旨の発言があった。

新保委員から「平成 25 年以降の年次報告と、今回の令和 7 年度年次報告を比較し、状況が変化している点が見受けられると感じた。具体的には、犯

罪における個人情報の利用、とりわけ個人情報が犯罪を実行する手段に利用されている場面が見て取れる。

これまでの個人情報保護と犯罪との関係については、防犯カメラの設置等、主に犯罪予防・犯罪対策において、個人情報の適切な取扱いへの対応が求められていた。しかし、今回の年次報告を見ると、個人情報と犯罪が結び付く事案が増えていることが明らかになっていると考える。

そういった傾向を確認する上でも、非常に有効な報告の内容となっている。今後の個人情報保護の取組の検討に当たり、そのような傾向を年次報告からも確認していくべきであると思う」旨の発言があった。

藤井委員から「PDCAサイクルの中で、論理立てて、かつ指標を明確に示していただきありがたいと思う。「できたこと」、「できなかったこと」、「これから重点的にやっていかないといけないこと」はどういうことなのかということは、恐らく次の行政事業レビュー等で示されると思うが、そういった流れが、全て予算や来年度の方針とひも付いてくると思うので、明確にして進めていただきたい」旨の発言があった。

これに対し、戸梶総務課長から「御指摘のように、PDCAサイクルのチェックの段階では、達成状況を踏まえて「十分達成できた」あるいは「次年度に向けて取り組んでいかなければいけない課題として受け止めるべき点」といった分析も必要になってくると思う。

年次報告は、法律に基づいて、所掌事務の処理状況を国会に報告するものとなっている。実績、数値面を正確に、きっちり整理し、閣議決定、国会に報告していくということが法律上決まっているところである。

一方、4月に決定いただいた活動方針は、構成を変更し、前年度の達成状況等の振り返りの中で、「十分できた」、「ここはまだ課題である」というようなところも盛り込ませていただいた。次の行政事業レビューの段階でも、数値面も含めて達成状況をしっかり把握し、予算等につなげていきたいと思っている」旨の発言があった。

手塚委員長から「この年次報告を通じて、令和7年度を振り返ると、主なものとして幾つか挙げられる。

「いわゆる3年ごと見直し規定に基づく検討」については、令和7年3月に「個人情報保護法の制度的課題に対する考え方について」を公表し、有識者、経済団体、消費者団体等から募った意見を公表し、政府全体の取組とも連携しながら、関係者との議論を深めたことが、まず一つ大きな点だと思う。令和8年1月に「個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直しの制度改定方針」を公表した上で、個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律案の国会提出に向けた所要の手続きを取り進め、4月7日に閣議決定し、現在国会で審議中である。

令和7年度より新たに、「個人情報保護政策に関する懇談会」を設置し、

同年度は、大枠のテーマを「個人・消費者から信頼を得るための事業者等の自主的取組」として2回開催されたが、広く各界の有識者やステークホルダーの方々と継続的に対話を重ねていくことは、中長期の個人情報保護政策を考えていく上で、非常に有意義であると思う。

委員会の監視・監督活動については、事業者及び行政機関等による個人情報の適正な取扱いの確保に向けて、個人情報保護法及びマイナンバー法上の権限行使に加え、四半期ごとの監視・監督権限の行使状況等の公表の充実を図り、さらに、性犯罪マップ、保険代理店、学校等における個人情報の取扱いに関する注意喚起等の時宣を得た取組も行われたと考える。

国際関係については、相互認証、国際的な企業認証（グローバルCBPRシステム）、グローバルなモデル契約条項（MCC）を柱とするDFFT（信頼性のある自由なデータ流通）の推進を引き続き進め、特にEU及び英国との相互認証の対象範囲を拡大させるための協議は着実に進展しているものと思う。また、G7、GPA、APPAへの積極的な参画を始め、関係各国・地域との国際的な協力関係の強化・構築に向けた取組も進展していると思う。

くわえて、個人情報、特定個人情報等の取扱いに関する相談への適切な対応と、把握した情報の委員会活動への活用、委員会の活動や個人情報保護政策を広く国内外に知っていただくために、出前授業などのこども向け啓発の充実が進み、委員会ウェブサイトに加え、XやYouTubeチャンネルへの動画掲載といったSNSを活用した情報発信の強化も進められている。

近年、生成AIを含む新たな情報技術が発展し、個人情報を取り巻く環境変化が急速に進んでいるのは、御承知のとおりだと思う。その中で、個人の権利利益を保護するとともに、社会や個人からの信頼に基づくデータの活用を確保することが強く求められていると認識している。

こうした国内外における個人情報を取り巻く環境の変化を的確に捉え、個人情報の適正な取扱いの確保を図るという委員会の任務を果たすために、着実に取組を進め、国民の皆様の期待や信頼に応えていく、そして、我が国の文化や社会制度に根ざした個人情報保護法制の創生と発展に向けて取り組んでいくことが重要であると思う。

そのためにも、今年の春の活動方針策定時にも申し上げたが、令和8年度からは、活動方針、年次報告、行政事業レビューを結び付けて、委員会活動における「企画立案、実施、評価、改善」のPDCAサイクルを一層推進していくことが重要であると思う。今後も、当委員会が、我が国の個人情報保護制度の司令塔としての役割を果たせるよう、しっかりと取組を進めてまいりたい」旨の発言があった。

原案のとおり決定し、閣議請議等の国会報告に向けた手続を進めることとなった。

なお、本議題については、閣議決定・国会報告前のものであることから、資料、議事録及び議事概要は、後日公表することとなった。

(2) 議題2：第4回日EUデジタルパートナーシップ閣僚級会合出席等について

事務局から、資料に基づき報告を行った。

手塚委員長から「先月5月5日、ベルギー・ブリュッセルで欧州委員会の下で開催された、第4回日EUデジタルパートナーシップ閣僚級会合へ出席した。本会合は、デジタル庁、総務省、経産省及び欧州委員会の出席者トップが共同議長を務めるもので、今回、初の試みとして、当委員会が、本会合の議題に関係する当局として、ゲスト参加した。今後のデジタル分野での議論へ本格的に参画していく契機となる、まさに画期的な進展であると確信している。

本会合においては、共同声明にもあるとおり、今回新たに、「日EUデータ戦略ワーキンググループ」の立ち上げが決定されている。私自身、本会合においても発言しているが、工場管理や医療現場等のデータを考える上では、個人データとの関係は一体不可分であり、このワーキンググループへも、当委員会が積極的に関与し貢献していくことが重要であると考えている。

個人データ分野におけるDFFT（信頼性のある自由なデータ流通）の具体化に向けた取組、すなわち、相互認証の枠組みや、グローバルCBPRシステムを始めとする企業認証制度等、法令制度の整備に関する議論を、その他の分野における相互運用性向上のベストプラクティスとして、このワーキンググループで共有してまいりたい。これにより、日EU間のあらゆるデータの越境移転が、より円滑で、かつ安全であり、十分な信頼が確保されたものへと強化されることを大いに期待している。

本出張に際しては、本会合への出席に加え、当委員会のカウンターパートとなるDG-JUST（司法・消費者総局）の総局長や、EU代表部大使、さらには在欧日系ビジネス協議会と面会し、DFFTや欧州のデジタル情勢に関する意見交換を実施した。これらを通じ、非常に有意義な収穫を得ることができたと考えている。

引き続き、DFFTの具体化に資する取組など、国際的な案件にも積極的に関与していきたい」という旨の発言があった。

以上